

平成31年度（2019年度）科学研究費助成事業
（研究成果公開促進費）
—国際情報発信強化—

審 査 の 手 引

平成30年（2018年）12月

独立行政法人 日本学術振興会

科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、以下の点に留意して審査を行っています。研究成果公開促進費についても同様の趣旨で審査を行います。

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者には、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性などが審査委員に分かるように研究計画を具体的に研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

【平成31年度（2019年度）審査における主な変更点】

- ◆これまでは、国際情報発信強化（A）及びオープンアクセス刊行支援の審査は、採択成果公開を決定する際にヒアリングを行っていました。今回の審査より、ヒアリングを行わず書面審査と書面審査の結果及び必要に応じて提出を求めた追加説明資料による合議審査を実施する審査方法としました。

は し が き

本手引は、科学研究費助成事業（研究成果公開促進費）（以下、この手引において「科研費」といいます）のうち、「国際情報発信強化」を担当される審査委員のために作成しています。研究者が遵守すべき行動規範について参考（28頁）にするとともに、本手引の全ての留意事項等に配慮して審査してください。

なお、審査に当たっては、初めに利害関係に該当する成果公開を電子申請システムに登録してください。

（重要）審査関係資料の取扱いについてのお願い

- ・審査資料は、他人の目につかない場所に厳重に保管するとともに、盗難や紛失の恐れがないよう、極力居室等の外に持ち出さないようにするとともに、やむを得ず携行する際は取扱いに十分注意してください。
- ・審査資料をコピー又はプリントアウトした場合は、審査資料同様に十分注意して取扱い、審査終了後は裁断または溶解により処分してください。
- ・電子審査システムのIDやパスワードは、第三者の目に触れることのないように厳重に保管してください。
- ・パソコン等の使用にあたっては、ウイルス対策ソフトを導入し、使用する前に最新の状態であることを確認するなど、審査資料の漏洩に注意してください。
- ・審査資料をパソコン等にダウンロードした場合は、転送や複製を行わないようにしてください。USB等の記録媒体や外部機器への複製等も行わないでください。また、審査終了後は電子ファイルを必ず削除してください。

目 次

I 審査における基本的事項	1
II 研究成果公開促進費の審査について	3
III 書面審査について	5
IV 合議審査について	9
V 「国際情報発信強化」の審査に関するFAQ	10

<参考>

1. 研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評価基準等.....	14
2. 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）	18
3. 研究者が遵守すべき行動規範について.....	28

I 審査における基本的事項

科研費の審査を行う際の基本的事項として、以下の点を必ず確認してください。

(1) 審査の基本

国際競争力の高い学術誌の育成が急務とされているなか、学術的価値と質の確保を前提としながら、国際情報発信力を強化するための取組について、審査を行います。審査委員は、学術誌の編集長等の経験者及び学術誌の刊行業務の経験者であり、我が国の研究者の高い研究力に見合った、世界の学術に貢献していくと思われる学術誌についての見識を持った審査委員としてふさわしい方々が選定されています。上記の状況を十分に理解して審査にあたってください。本冊子の冒頭に掲載の「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」も一読の上、ピアレビューの意義も十分に理解してください。

＜審査委員の責務＞

科研費の審査委員は、自ら学術誌の編集または刊行業務に関与していた立場と他の研究者の計画を評価・審査する立場の両方に関わるため、それらの立場が多かれ少なかれ緊張関係の状態に置かれることになります。そのことを十分に自覚し、公正な審査を行うことが求められます。

参考：ピアレビューにおける研究者の責務

研究者にとって、自らが優れた研究成果を創出することと並んで、論文の査読や研究計画の審査・評価などの機会に、審査委員として他者の研究や研究計画に対して建設的な批評を加えたり、公正な評価・審査を行ったりすることを通じて学術の発展に貢献することもまた非常に重要な活動です。科研費によって研究を行った研究者は、求められれば科研費の審査に携わる、というのがピアレビューによる科研費審査制度を成り立たせる基本条件です。

ピアレビューにおいて審査委員を務める研究者は、自ら研究を行う立場と他の研究者の研究計画を評価・審査する立場の両方に関わるため、それらの立場により多かれ少なかれ緊張関係の状態に置かれることになります。そのことを十分に自覚し、公正な審査を行うことが求められます。

(2) 審査にあたっての姿勢、計画調書に基づく審査

科研費の審査は、各審査委員の見識と責任で行うものです。応募者の計画調書の内容を尊重し、自身の視点から計画調書に沿ってその内容を理解し、各応募成果公開の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めた上で、その成果公開の意義を評価してください。その際、計画調書の内容を確認するために他の情報を参照することは差し支えありませんが、計画調書に記載のない情報のみに基づいて評価しないでください。

また、応募者は自らの応募成果公開の内容に基づき、自由に審査区分を選択しています。このため、審査委員から見て審査区分の選択が不適切と思われる場合であっても、単にそれだけで評価を下げず、自身の見識によって審査対象成果公開について全て評価を行ってください。

さらに、各審査委員はそれぞれの専門分野の代表ではなく、一人の研究者として審査に参画し

ていることに留意してください。科研費は国費を原資とした公的研究費であり、その審査にあたっては特段の公正性が求められることにも留意し、公正な審査に努めてください。

(3) 守秘義務と倫理の遵守

科研費の審査にあたり、全ての審査委員に守秘義務が課されています。自身が審査委員であることはもちろん、計画調書の内容等、審査にあたって知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。審査の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、それが科研費の審査に関係していることは伏せなければなりません。

また、書面審査で他の研究者と相談したり、または審査委員間で連絡を取り合ったりしてはいけません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものです。合議の内容を他に漏らすようなこともあってはなりません。

また、審査委員の氏名等については、全ての審査委員の任期が終了した後に日本学術振興会において公開するまでは非公開としていますので、その間は自身を含め審査委員の氏名は他に漏らさないよう注意してください。委員氏名の公表時期は当該年度の審査を行った全ての審査委員の任期（最大3年）が終了した後とする予定です。

(4) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の成果公開の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないでください。

審査委員が成果公開の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれることがないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体（研究者グループ等）との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該成果公開の審査を行わないでください。

規程上は以下のとおり定めていますので、こちらも参照して下さい。

なお、次のような場合には、利害関係には当たりませんので、「利害関係」をあまりに広くとらえすぎることをないように注意してください。

(ア) 単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ) 単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

以下の規程に挙げられているケース以外は、ご自身で利害関係を有するかどうか判断してください。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

二 研究成果公開促進費の場合

- (1) 評価者等自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、成果公開の応募者又は応募団体（学会、研究者グループ等）との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 事業遂行における緊密な関係
(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の二)

II 研究成果公開促進費の審査について

(1) 研究成果公開促進費の概要

研究成果公開促進費は、研究成果の公开发表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものです。

種 目	目 的 ・ 内 容
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成

(2) 審査の方法

科学研究費助成事業（研究成果公開促進費）のうち、「国際情報発信強化」の審査は、書面により個別に行う書面審査と、小委員会での合議による合議審査によって行われます。

<審査の流れ>

審査は、「書面審査」と「合議審査」を次の日程のとおり実施します。

○第1回小委員会<平成30年(2018年)12月14日(金)開催>

審査方法、担当委員等の確認を行います。また、中間評価の書面評価結果等の確認を行います。



○【書面審査】 <第1回小委員会後~平成31年(2019年)1月16日(水)>

審査関係資料を受領し、各応募区分の全ての「計画調書等」に基づき、『総合評点』などの審査結果を、独立行政法人日本学術振興会科研費電子申請システム(以下、「電子申請システム」という。)を利用して入力します。この審査結果は、第2回及び第3回小委員会で合議審査の審査資料となります。

- ①「国際情報発信強化(A)」書面審査
- ②「国際情報発信強化(B)」書面審査
- ③「オープンアクセス刊行支援」書面審査

- ・「利害関係及び審査結果」の入力(登録締切:平成31年(2019年)1月16日(水)【厳守】)
- ・「計画調書等」の返送(返送期限:平成31年(2019年)1月23日(水))
- ・事務局による書面審査の評点集計



○第2回小委員会 <平成31年(2019年)1月31日(木)開催>

【合議審査】

国際情報発信強化(B)について、採択候補成果公開を選定します。
国際情報発信強化(A)及びオープンアクセス刊行支援について、必要に応じて追加説明資料の提出を求めるかの確認を行います。



○第3回小委員会 <平成31年(2019年)2月27日(水)開催>

【合議審査】

国際情報発信強化(A)、国際情報発信強化(B)及びオープンアクセス刊行支援について合議により採択成果公開及び配分額を決定します。

※「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の不採択とする成果公開については、担当委員が審査結果の所見(案)の作成を行います。

後日、幹事による確認の上、審査結果の所見を決定します。

Ⅲ 書面審査について

書面審査の実施にあたっては、以下の点に留意した上で、＜参考1＞に明示する「研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評価基準等（以下「評価基準等」という。）」に従って、適切かつ公正に行ってください。

（1）成果公開の評価

成果公開の評価は、「評価基準等」の「i 評価基準」及び「ii 評価の前提となる基本的な評価項目」により行います。

「ii 評価の前提となる基本的な評価項目」のうち、「学術的価値と質の確保」の評価を行った上で、「i 評価基準」の「目標及び評価指標の適切性」、「取組の内容及び実施計画の妥当性」及び「新たな取組の準備状況の妥当性」に基づいて評価を行ってください。

① 評点の付し方

書面審査の役割は、個々の成果公開について、評点を付すこと及び審査意見を作成して、合議審査における総合的な判断に必要な情報を提供することにあります。

書面審査の評点は、成果公開の採否に大きな影響を与えることを理解し、慎重に付すようにしてください。

特に、合議審査における適正な判断を促進させるため、書面審査においては「総合評点」の評点分布は評点基準に示した目安に近づくようにし、評点が偏らないようにしてください。「1」及び「5」は、それぞれ5～15%、「2」及び「4」は、それぞれ15～25%、「3」は35～45%です。総合評点の分布が上記の範囲に収まらないときには、インターネット上の審査を終了できないよう設定してあります。（応募件数が10件以上の場合）

なお、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の審査は、幅広い観点から審査を行う必要があるため、専門の分野とは異なる成果公開についても大所高所に立って審査してください。

② 評価の前提となる基本的な評価項目に関する評価

「ii 評価の前提となる基本的な評価項目」では、「学術的価値と質の確保」の他、「補助要求額の妥当性」及び「学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況」について評価してください。

平成30年度（2018年度）の新規採択成果公開の平均充足率は、下記のとおりとなっておりますので、評価の際の参考にしてください。

（参考）平成30年（2018年度）度配分状況（新規採択成果公開の平均充足率）

国際情報発信強化（A）	91.2%
国際情報発信強化（B）	99.0%

今回応募の国際情報発信の強化のための新たな取組に必要な経費であるか、交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制及び監査体制が整備されているか、評価項目の評定区分により評価し、「△」、「×」の評定の場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

③ 審査意見の記入について

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加え、その評価に至っ

たポイント（応募成果公開の長所や短所など）を「審査意見」として必ず記入してください。

(2) 電子審査システムの利用について

書面審査の評定（審査結果）については全てシステムにより行います。

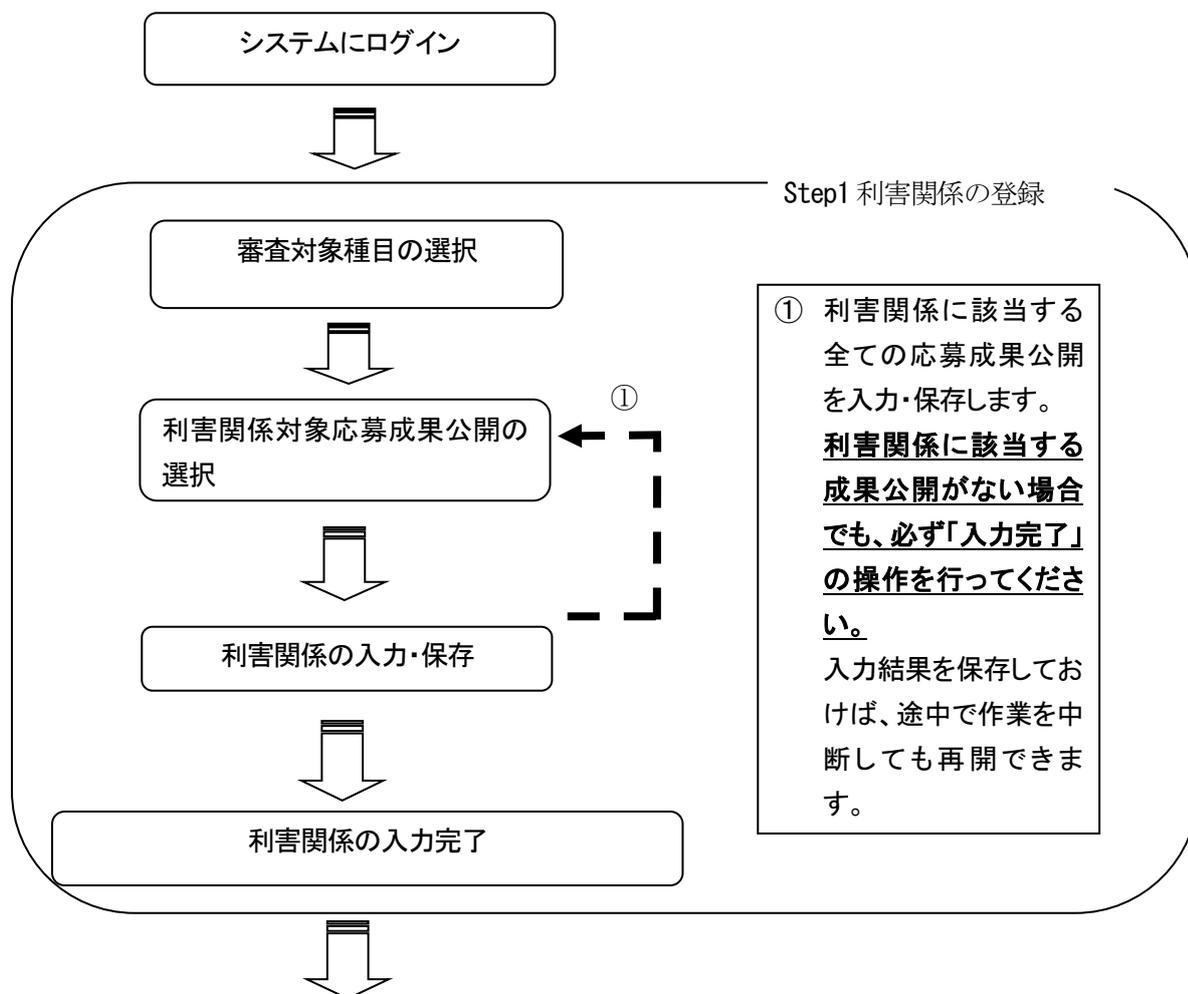
システムの利用にあたっては、同封の「ID・パスワード通知書」に示されたID・パスワードが必要となります。

○システムの操作と審査結果の入力について

i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（研究成果公開促進費）」を参照してください。

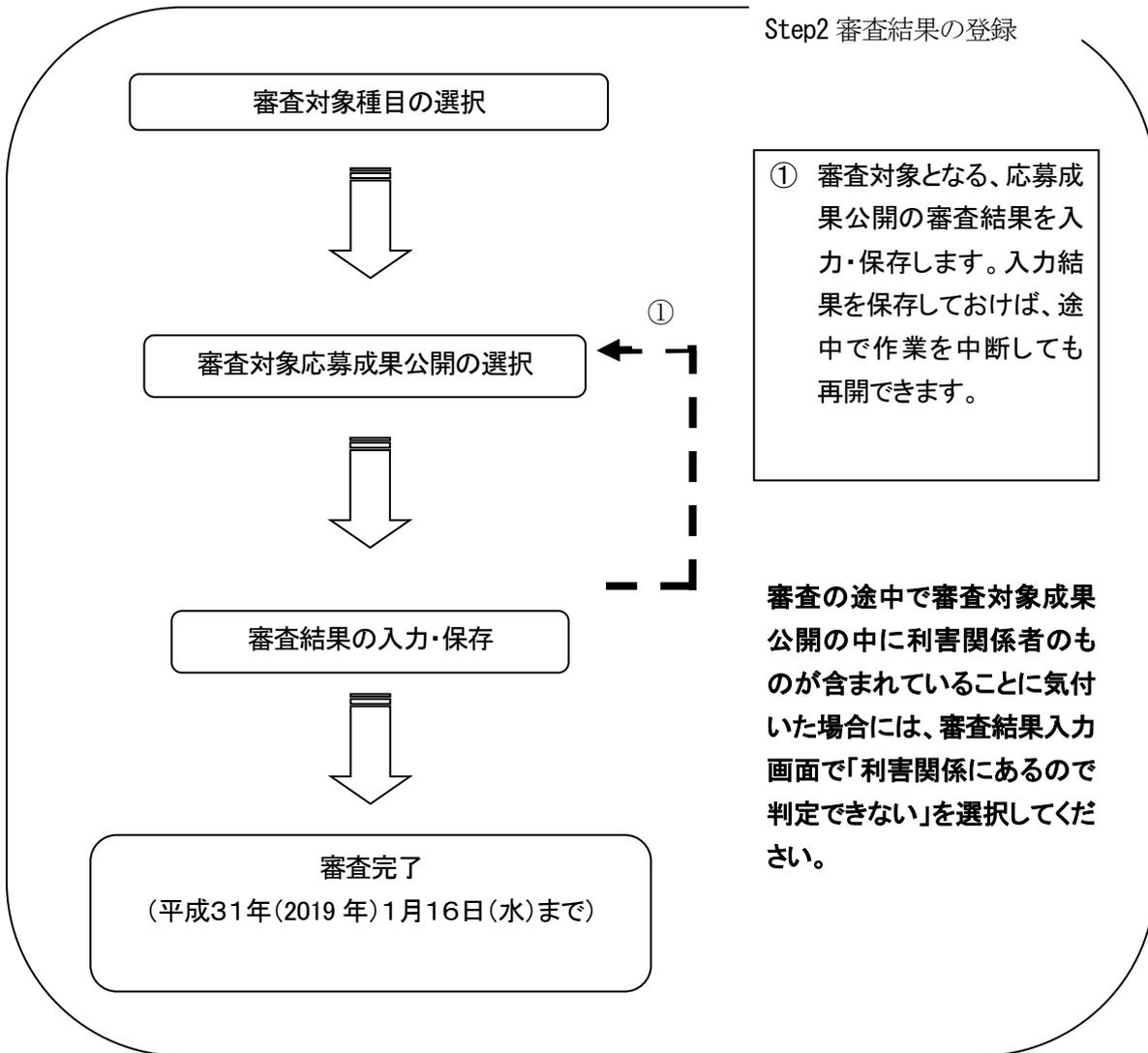
ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



利害関係の登録を完了したら、Step 2（次頁）へ進んでください。

Step2 審査結果の登録



書面審査の終了です。

(3) 評定（審査結果）登録期限

[審査結果の登録]

平成31年(2019年) 1月16日(水)まで【厳守】

【連絡先】

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究事業課 研究成果公開促進費係

TEL 03-3263-4926, 4920

FAX 03-3263-1716

E-mail seikakoukai@jsps.go.jp

◆システムの操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※受付時間 9：30～17：30

※上記番号が繋がらないときは

独立行政法人日本学術振興会 経営企画部情報企画課 情報管理係

TEL 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

（4）書面審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

〔計画調書〕

書面審査を完了したら、書面審査書類送付時に同封の「着払専用」伝票に必要事項を記入の上、これを貼付して、以下の返送期限までに計画調書をまとめて返送してください。

※合議審査の際に会場に用意しますので、必ず返送してください。

返送期限：平成31年（2019年）1月23日（水）【必着】

〔ID・パスワード通知書〕

書面審査の完了後（計画調書の返送後）も、システム上では、計画調書の閲覧・ダウンロード・プリントアウトが可能です。合議審査後、不採択成果公開に対する審査所見を作成する際に、システム上で計画調書を参照できます。このため、審査所見の作成が終わるまではID・パスワード通知書は適切に保管し、審査所見の作成完了後に、裁断等により必ず処分してください。

IV 合議審査について

(1) 第1回小委員会

書面審査に先立ち審査方法の確認を行います。

また、助成期間3年目の成果公開が受ける中間評価について、書面評価結果の確認を行います。

(2) 第2回小委員会

本冊子の<参考2>「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」に基づき、書面審査の結果に基づいた総合的な判断を行い、必要な調整を図った上で、「国際情報発信強化(B)」について採択候補成果公開を決定します。

また、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」について、必要に応じて提出を求めることができる追加説明資料について確認を行い、決定します。

(3) 第3回小委員会

中間評価のヒアリング及び合議審査を実施します。

なお、合議審査では「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」について、必要に応じて提出を求めた追加説明資料及び書面審査の結果に基づく総合的な判断により、第2回小委員会にて合議した「国際情報発信強化(B)」とあわせて採択成果公開及び配分額を決定します。また、採択されなかった「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の成果公開について担当委員(2名)を決定します。

第3回小委員会の後、担当委員は採択されなかった「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の成果公開について審査結果の所見(案)を作成します。担当委員により作成された審査結果の所見(案)について幹事による確認の上、審査結果の所見を決定します。

委員会の名称	開催日時	開催場所
第1回小委員会	平成30年(2018年) 12月14日(金) 13:30~16:30	
第2回小委員会	平成31年(2019年) 1月31日(木) 13:30~18:00(※) ※審査及び評価する課題数によって、終了時間が延びる可能性があります。	独立行政法人日本学術振興会 東京都千代田区麹町5-3-1 (第1回) 日本学術振興会8階会議室
第3回小委員会	平成31年(2019年) 2月27日(水) 13:30~18:00(※) ※審査及び評価する課題数によっては、終了時間が延びる可能性があります。	(第2回及び第3回) 日本学術振興会3階会議室

V 「国際情報発信強化」の審査に関するFAQ

Q1 「国際情報発信強化」はどのような種目でしょうか。

A 文部科学省に設置されている科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会等における審議において、学術刊行物の電子化の進展とともに、国際競争力の高い学術刊行物の育成が急務とされており、研究成果発表の国際情報発信力を強化すること、オープンアクセスジャーナルの育成を推進することを目的として平成25年度から公募を開始し、国際情報発信強化のための事業計画（取組）に係る経費について幅広く助成を行うこととしました。

Q2 「国際情報発信強化」の応募対象となる「取組」とは、どのような取組を指すのですか。

A 学術刊行物の国際情報発信力を強化するための取組で、例えば、既に紙媒体で刊行している学術刊行物を電子ジャーナル化したり、電子ジャーナルである刊行物をオープンアクセス化したりする他、単独の学術団体等だけではなく、複数の学術団体等で協力体制をとり、海外のジャーナルに対抗できるようなジャーナルを刊行するなど、これまで行ってきた刊行形態（取組）を更に国際情報発信力を強化するため、これまで行っていない新たな取組を対象とするものです。

過去に採択された取組を継続で行うことはできず、取組の対象となる学術刊行物は同じでも過去の取組では行っていない全く新たな取組を行う場合のみ、再度応募することができます。

Q3 紙媒体の学術刊行物でも採択することはできるのでしょうか。

A 紙媒体の学術刊行物を刊行する場合でも採択することは可能ですが、国際情報発信力を強化するための新たな取組かどうか審査する必要があります。

Q4 複数の学術団体等の協力体制について、具体例としてどのようなものがあるのでしょうか。

A 例えば、研究分野の近い複数の学術団体等で協力体制をとり、これらの分野を統合した新たな学術刊行物を刊行するものや、分野を横断して複数の学術団体等による査読システムを新たに構築するなど単独の学術団体等では困難だったものを、協力体制をとることによって実現可能なものとするような取組が挙げられます。

Q5 種別Ⅱは「種別Ⅰ以外の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組」とありますが、具体的にはどういった取組でしょうか。

A 種別Ⅰは「掲載する内容がすべて英文の学術刊行物」としており、英文率100%の学術刊行物に関する取組を指します。よって、種別Ⅱは英文率100%未満の学術刊行物に関する取組となります。この種別Ⅱは、原則として人文学・社会科学領域における取組を対象とし、和文の原著論文の全てについて、英文の研究抄録又は翻訳を有するものとして

います。

なお、外国語は英文を基本としますが、英文以外の外国語を用いる学術刊行物の取組について応募する場合は、その外国語を用いる理由を計画調書に記載しています。

Q 6 複数の学術団体等で協力体制をとって国際情報発信力を強化する取組とありますが、海外の学術団体と協力して行う取組も応募ができるのでしょうか。

A 複数の学術団体等で協力体制をとる場合に、海外の学術団体と協力した体制をとって応募することは可能です。ただし、研究成果公開促進費の目的・性格にあるように、我が国の学術の振興と普及に資するものであるため、応募の主体となる複数の学術団体等から成る連合体の所在地が日本国内にあるものに限ります。

Q 7 国際情報発信強化の対象について、電子化することを前面に押し出している成果公開を優先的に採択すべきでしょうか。

A 電子化を全面に押し出した成果公開が優先的に採択するわけではなく、国際情報発信力を強化するための、新たな取組内容について、総合的に審査を行ってください。電子化以外の取組として、外国人編集委員の割合を増やす、海外でブース等を出展するなどの取組等があります。

Q 8 英語を使用しない学術刊行物に関する取組でも採択できるのでしょうか。

A 計画調書に日本語等、英語を使用しない学術刊行物を用いて国際情報発信を強化する意義等について記載しています。提出された応募書類に基づき、国際情報発信強化の適切性、妥当性等について審査を行ってください。

Q 9 重複応募について、「対象とする学術刊行物及び応募対象経費の内容に重複がないもの」とありますが、別々の組織から、同じ刊行物に関する別の取組として応募できるのでしょうか。

A 1つの学術団体が単独の学術団体として応募する取組と、複数の学術団体等で協力して応募する取組の2つの取組に重複応募することを可能としています。これは、単独で行う取組内容と、複数の連合体で行う取組内容について、取組を行う団体が別の団体であると位置付けるとともに、異なる取組については重複応募を可能としたものです。

よって、同じ刊行物であっても、取組内容が異なるのであれば応募することは可能ですが、同じ学術刊行物に対して、全く同じ取組内容であったり、同じ経費を計上し、別々の団体から重複して応募したりしていないか注意する必要があります。

Q 10 対象となる経費は「国際情報発信力の強化を行うための取組に必要となる経費」とありますが、対象経費を審査する際に留意する点は何でしょうか。

A これまで行っていない新たな取組に必要となる経費であること、取組の実施と直接関係のない学術団体そのものの経常的運営経費や既存の刊行事業に係る経費等は要求できないことに留意する必要があります。

例えば、国際情報発信力を強化する取組に使用するために必要な学術誌の発行費用については、補助金より支出できますが、学会員への配布用といった当該取組とは関係ない目

的の発行費用については補助金より支出できません。

Q 1 1 著作権ポリシーとは具体的にどのようなものでしょうか。

A 刊行したジャーナルに掲載された論文について、他の媒体により公開する場合（著者の所属機関の機関リポジトリに登載する、又は、著者自身が HP などに掲載することなど）について、学協会等が定める方針や条件のことです。公開する場所、時期、論文の版などによる定めが想定されます。ジャーナルの著作権ポリシーを登録したデータベースがありますので参照してください。

「学協会著作権ポリシーデータベース」
<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

Q 1 2 現在は複数の学術刊行物として個別に刊行しているが、3年後に1つの学術刊行物に統合する予定の場合、計画調書にどのように記載しているのでしょうか。

A 取組名称、学術刊行物の名称は、最終的に達成する内容を記載することとしているので、統合した時の名称を記載しています。現時点での複数の学術刊行物については、計画調書「3 国際情報発信強化の取組の実実施計画・方法」欄に記載することとしています。

Q 1 3 単年度で採択された学術団体等が今年度新規応募する場合、計画調書に初年度応募時の2年目以降の内容を盛り込んでいるのでしょうか。それとも、全く新規の内容になるのでしょうか。

A 単年度で採択された内容と異なる新たな取組であれば、どちらの場合でも応募可能としています。いずれの場合も5年間の計画を記載していますので、あらためて5年間の取組について審査してください。
なお、平成30年度新規採択成果公開には単年度で採択された課題はありません。

Q 1 4 当該取組に係る学術刊行物の電子化状況のアクセス数というのは、どこにアクセスされた場合の数字を記載しているのでしょうか。

A 学会等の会計年度における学会等ホームページの論文掲載ページへのアクセス数を記載することとしています。また、J-stage 上でも公開している場合は、その数を合算したものを記載することとしています。

参 考

1. 研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評価基準等

「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（抜粋）
（平成29年8月28日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）
平成30年10月3日改正

科学研究費助成事業（科研費）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

研究成果公開促進費（国際情報発信強化）は、学術刊行物（研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるもの）の発行における国際情報発信力の強化の取組について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。

国際情報発信強化の書面審査においては、各応募成果公開について、各評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点及び審査意見等を基に、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、本種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見だし、学術の国際交流に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

なお、利害関係にある者が関与している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

i 評価基準

【評定要素】（ ）内は、計画調書における参照箇所を指します。

（1）国際情報発信強化への目標及び評価指標の適切性

（「国際情報発信強化の取組の目標・評価指標」、「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」、「種別」欄など）

- ・目標及び評価指標（中間及び終了時）は具体的に示されているか。
- ・目標は国際情報発信の強化、実現が期待できるものか。
- ・評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
- ・英文以外の言語での応募の場合、当該言語で発行する妥当な理由となっているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 国際情報発信の取組の内容及び実施計画の妥当性

(「国際情報発信強化の取組の概要」、「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄など)

- ・取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
- ・各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 新たな取組の準備状況の妥当性

(「新たな取組の準備状況」欄など)

- ・新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
- ・新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、各応募区分ごとの担当する成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利害関係」にあたる応募成果公開の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

複数の学術団体の取組については合議審査の段階で配慮しますので、書面審査においては配慮しないでください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、全ての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii 評定の前提となる基本的な評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の項目についても評価を行ってください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

(1) 学術的価値と質の確保

(「国際情報発信強化の取組の概要」欄、「学術団体等の活動状況」頁の各欄など)

① 学術的価値の確保

- ・刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	学術的価値が確保されている
×	学術的価値が確保されていない

② 質の確保

- ・レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。

評価区分	評価基準
(空白)	質が確保されている
×	質が確保されていない

(2) 補助要求額の妥当性

(「補助要求額」、「明細」、「補助要求額の必要性・妥当性」欄など)

- ・経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

評価区分	評価基準
(空白)	補助要求額に近い配分額が望ましい
△	補助要求額より減じた配分額が望ましい
×	補助要求額等に問題がある

(3) 学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況

(「経理管理事務・監査体制」欄)

- ・交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
- ・内部監査又は外部監査を行うなどにより、学術団体等組織における監査体制が整備されているか。

評価区分	評価基準
(空白)	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、科研費を交付しても適正な管理ができる
×	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえ、科研費の交付先として適さない。

2. 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）

平成29年8月28日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
改正 平成30年10月3日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、平成30年度助成に係る公募以降の若手研究（以下「若手研究」という。）、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
 - (1) 略
 - (2) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
 - (3) 略
 - (4) 略
- 五 審査意見書作成者 略
- 六 評価協力者 略

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査（事前評価）
 - (1) 「総合審査」 略
 - (2) 「2段階書面審査」 略
- 二 研究進捗評価
- 三 中間評価

四 事後評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 (略)
- 三 中間評価 第4章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題並びに国際情報発信強化の成果公開に限る。)
- 四 事後評価 (略)

(評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の場合 (略)
- 二 研究成果公開促進費の場合
 - (1) 評価者等自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
 - (2) 評価者等が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

- ② 事業遂行における緊密な関係
(例えば、研究成果公開発表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
- ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 成果公開の採否が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 (略)
- 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第23条に定めるとおりとする。
- 4 (略)
- 5 (略)

第2章 審査(事前評価)

(審査の方針)

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(最終改定 平成29年4月)に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。
研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別添13「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月(平成29年6月改正)競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。
なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。
また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) (略)
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)

二 研究種目（応募区分）別の方針

- (1) 科学研究費（特別推進研究）（略）
- (2) 科学研究費（基盤研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究）（略）
- (3) 科学研究費（奨励研究）（略）

(4) 研究成果公開促進費

① 共通事項

ア 各審査区分への配分方法（「国際情報発信強化」を除く。）

各審査区分への配分については、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した額を「配分予定枠」とするが、各審査区分にわたって調和が図られるように配慮する。

イ 多面的な評価指標に基づく審査

審査は、各種目ごとに設定された多面的な評価指標に基づき行うこととする。

なお、多面的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査を行うこととする。

ウ 翌年度以降の内約額の扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された成果公開が十分遂行しうるよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募成果公開の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

② 「データベース」に係る事項（略）

③ 「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化」及び「データベース」に係る事項 経理管理事務・監査体制の整備状況

成果公開の応募者の所属する学会又は複数の学会等の協力体制による団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされておらず、補助金の交付先として適さないものは選定しない。

④ 個別事項

ア 研究成果公開発表（B）（C）（略）

イ 国際情報発信強化

a 研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のため組織的対応体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組を選定する。

なお、取組の例としては、以下のようなものがあげられる。

- (a) 複数の学術団体等で協力体制をとることにより、国際情報発信力を強化する取組
- (b) 電子化やオープンアクセス刊行により、国際情報発信力を強化する取組
- (c) 独創的な計画等により、国際情報発信力を強化する取組

また、成果公開の選定に当たっては、次の(ア)～(ウ)の応募区分ごとに行う。

- (ア) 「国際情報発信強化(A)」
- (イ) 「国際情報発信強化(B)」
- (ウ) 「オープンアクセス刊行支援」

b 合議審査において、複数の学術団体等が行う取組等については、選定にあたり配慮す

る。

c 成果公開の助成期間は、5年とする。

ただし、配分枠の関係から助成期間を単年とすることができる。

ウ 学術図書 (略)

エ データベース (略)

(5) 特別研究員奨励費 (略)

(6) 国際共同研究加速基金(帰国発展研究) (略)

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会運営規則に定める部会、小委員会、運営小委員会において行うものとする。

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究 (略)

二 基盤研究(S) (略)

三 基盤研究(A) (応募区分「一般」) (略)

四 基盤研究(B)(C) (応募区分「一般」)、若手研究(B)、若手研究 (略)

五 研究活動スタート支援 (略)

六 挑戦的研究 (略)

七 基盤研究(B)(C) (応募区分「特設分野研究」) (略)

八 奨励研究 (略)

九 研究成果公開促進費

(1) 研究成果公開発表(B)(C) (略)

(2) 国際情報発信強化

〔応募区分「国際情報発信強化(A)」 「オープンアクセス刊行支援」〕

① 新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア 国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。

イ 国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、計画調書により書面審査を行う。

ウ 国際情報発信強化小委員会は必要に応じて追加説明資料の提出を求めることができる。

エ 国際情報発信強化小委員会は、書面審査の結果及び追加説明資料に基づき、合議により採択成果公開を選定する。

② 継続成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

国際情報発信強化小委員会は、実施計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

(3) 国際情報発信強化〔応募区分「国際情報発信強化(B)」〕

① 新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

- ア 国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。
- イ 国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、計画調書により審査を行う。
- ウ 国際情報発信強化小委員会は、個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

② 継続成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

国際情報発信強化小委員会は、実施計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

- (4) 学術図書 (略)
- (5) データベース (略)
- 十 特別研究員奨励費 (略)
- 十一 国際共同研究加速基金(帰国発展研究) (略)
- 十二 継続研究課題(特別推進研究を除く) (略)

(審査結果の開示)

第13条 各審査委員の研究課題又は成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以下のとおり、審査結果の開示を行う。

- 一 特別推進研究 (略)
- 二 基盤研究(S) (略)
- 三 基盤研究(A)(応募区分「一般」) (略)
- 四 基盤研究(B)(C)(応募区分「一般」)、若手研究、研究活動スタート支援 (略)
- 五 挑戦的研究、基盤研究(B)(C)(応募区分「特設分野研究」) (略)
- 六 奨励研究 (略)

七 国際情報発信強化

採択されなかった代表者に対して、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」については、当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

また、「国際情報発信強化(B)」については、採択されなかった成果公開におけるおおよその順位、応募成果公開の各評定要素に係る審査委員の素点(平均点)及び採択された応募成果公開の平均点を開示する。

- 八 研究成果公開発表、学術図書、データベース (略)
- 九 国際共同研究加速基金(帰国発展研究) (略)

第3章 研究進捗評価 (略)

第4章 中間評価

(中間評価の方針)

第19条 中間評価の方針は以下のとおりとする。

- 一 研究課題に対する中間評価 (略)
- 二 成果公開に対する中間評価

- (1) 中間評価は、対象となる成果公開の進捗状況を把握し、当該成果公開のその後の取組に資する目的として行う。
- (2) 中間評価を受けた成果公開を発展させる目的で、最終年度において国際情報発信強化に応募がなされた場合は、当該応募成果公開の審査資料として中間評価結果を提供する。

(中間評価の対象)

第20条 中間評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題(平成30年度以降に採択された研究課題に限る。)並びに国際情報発信強化の成果公開について行う。

(中間評価の実施体制)

第21条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題
成果公開部会国際情報発信強化小委員会	・国際情報発信強化の成果公開

(中間評価の方法)

第22条 中間評価の方法は、次のとおりとする。

- 一 特別推進研究 (略)
- 二 基盤研究(S) (略)

三 国際情報発信強化

(1) 国際情報発信強化(A)・オープンアクセス刊行支援

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次の時期に行うヒアリングを踏まえ、合議により行う。
成果公開の助成期間3年目にヒアリングを実施する。

② ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

小委員会は、中間評価を行う成果公開ごとに、小委員会に属する委員のうちから、評価者2名を担当委員として決定する。担当委員は、担当する成果公開の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価コメント票を作成する。

イ ヒアリング

小委員会は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び関係書類(計画調書、交付申請書及び実績報告書)等をもとに行う。

b 時間配分の目安

- (ア) 代表者等からの事業進捗状況等の説明…………… 10分
- (イ) 質疑応答 ……………… 10分
- (ウ) 審議及びヒアリング結果の記載 ……………… 10分

c 代表者等からの事業進捗状況等の説明

代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びコメント票の記載

成果公開ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」によりコメント票の記載を行う。

③ 合議の進め方

小委員会

小委員会は、ヒアリングを行った成果公開について、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価を作成する。

なお、「評価基準」が「B」の場合は経費の減額について、「C」の場合は取組の中止について検討する。

また、取組以外で問題があった場合は、その内容とともに「④(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 国際情報発信強化への目標の達成状況及び評価指標の改善・向上

- ・当初に設定された目標は、中間評価の時点においてどの程度達成されているか。
- ・当初に設定された評価指標は、中間評価の時点においてどの程度改善・向上しているか。

(b) 国際情報発信の取組内容及び実施計画の実施状況

- ・これまでの取組内容及び実施計画・方法は、当初の予定通り実施されているか。
- ・今後の取組内容及び実施計画・方法は、目標を達成するために適切な計画となっているか。

(c) 補助事業終了後の継続性

- ・補助事業終了後、事業を継続できる見通しがあるか。

(d) 使用された経費の妥当性

- ・新たな取組として使用された経費の内容は妥当であり、また有効に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評価基準
A+	当初計画を上回っており、かつ改善した評価指標による目標達成が見込まれる。
A	当初計画が達成されつつあり、今後の目標達成が見込まれる。
A-	当初計画より一部遅れは見られるが、概ね今後の目標達成が見込まれる。
B	今後の目標達成の見込みはあるが、経費の使用に問題があるため、経費の減額が適当である。
C	今後の目標達成が見込まれないため、取組の中止が適当である。

(2) 国際情報発信強化 (B)

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次の時期に行う書面評価を踏まえ、合議により行う。

成果公開の助成期間3年目に書面評価を実施する。

なお、書面による評価で判断できない場合は、ヒアリングを行う。

② 書面評価の進め方

ア 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

小委員会は、中間評価を行う成果公開ごとに、小委員会に属する委員のうちから、評価者2名を担当委員として決定する。担当委員は、担当する成果公開の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価コメント票を作成する。書面のみで判断が困難な場合、ヒアリングを行う。

イ 小委員会の評価

小委員会は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

③ ヒアリングの進め方

ヒアリング

小委員会は、中間評価報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び関係書類(計画調書、交付申請書及び実績報告書)等をもとに行う。

b 時間配分の目安

(ア) 代表者等からの事業進捗状況等の説明…… 10分

(イ) 質疑応答…… 10分

(ウ) 審議及びヒアリング結果の記載…… 10分

c 代表者等からの事業進捗状況等の説明

代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びコメント票の記載

成果公開ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」によりコメント票の記載を行う。

④ 合議の進め方

小委員会

小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った成果公開について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価を作成する。

なお、「評価基準」が「B」の場合は経費の減額について、「C」の場合は事業の中止について検討する。

また、取組以外で問題があった場合は、その内容とともに「⑤(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア) 評価に当たっての着目点

(a) 国際情報発信強化への目標の達成状況及び評価指標の改善・向上

・当初に設定された目標は、中間評価の時点においてどの程度達成されているか。

・当初に設定された評価指標は、中間評価の時点においてどの程度改善・向上しているか。

(b) 国際情報発信の取組内容及び実施計画の実施状況

・これまでの取組内容及び実施計画・方法は、当初の予定通り実施されているか。

・今後の取組内容及び実施計画・方法は、目標を達成するために適切な計画となっているか。

(c) 補助事業終了後の継続性

- ・補助事業終了後、事業を継続できる見通しがあるか。
- (d) 使用された経費の妥当性
- ・新たな取組として使用された経費の内容は妥当であり、また有効に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	当初計画を上回っており、かつ改善した評価指標による目標達成が見込まれる。
A	当初計画が達成されつつあり、今後の目標達成が見込まれる。
A-	当初計画より一部遅れは見られるが、概ね今後の目標達成が見込まれる。
B	今後の目標達成の見込みはあるが、経費の使用に問題があるため、経費の減額が適当である。
C	今後の目標達成が見込まれないため、取組の中止が適当である。

(中間評価結果の開示等)

第23条 中間評価は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第5章 事後評価 (略)

附則 (平成29年8月28日)

この規程は、平成29年8月28日から施行する。

附則 (平成29年10月30日)

この規程は、平成29年10月30日から施行する。

附則 (平成30年7月19日)

この規程は、平成30年7月19日から施行する。

附則 (平成30年10月3日)

この規程は、平成30年10月3日から施行する。

3. 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議「科学者の行動規範」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

【日本学術会議「科学者の行動規範—改訂版—」（平成25年1月25日）より抜粋】

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※[URL:http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/](http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/)

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」】

(日本語版(テキスト版))(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

※[URL:https://www.jsp.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf](https://www.jsp.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf)